



令和 5 年 1 月 17 日
4 木広消告示第 2 号

木曾広域消防本部
消防長 石其 正



告 示

(趣旨)

- 1 この告示は、消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「政令」という。)第 35 条第 1 項第 3 号及び第 36 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認める防火対象物を指定するものとする。

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

- 2 政令第 35 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、令別表第 1 (5) 項口、(7) 項、(8) 項、(9) 項口、(10) 項から(15) 項まで、(16) 項口、(17) 項及び(18) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 300 m² 以上のものとする。

(消防設備士等に点検させなければならない防火対象物の指定)

- 3 政令第 36 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、令別表第 1 (5) 項口、(7) 項、(8) 項、(9) 項口、(10) 項から(15) 項まで、(16) 項口、(17) 項及び(18) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 m² 以上のものとする。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 月 20 日から施行する。